

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては、高齢者、障害者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者など、住まいの確保に困難を抱える住宅確保要配慮者が増えています。また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っています。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の構築に向けても、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっています。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 住居確保給付金について、利用実態も踏まえ、最長9か月である支給期間の延長や収入要件の緩和、支給上限額の引き上げなど、より使いやすい制度に見直すこと。
2. 住宅セーフティネット制度について、住宅確保要配慮者が転居することなく現在の住まいをセーフティネット住宅として登録し、公営住宅並みの家賃水準で住み続けられるようにするなど制度を拡充するとともに、貸主等が行う登録住宅の改修などへの支援の拡充や、残置物処分や原状回復に係る負担の軽減を図ること。
3. 居住支援法人活動支援事業について、特に困難を伴う障害者や刑務所出所者等への支援に対して加算する制度を設けること。
4. 居宅生活移行緊急支援事業を恒久化し、実施する地方自治体の拡大を図ること。
5. 刑務所出所後の高齢者や障害者等に対し、自立準備ホームの登録数増加も含めた適切な帰住先の確保を図るとともに、訪問型の見守り支援を実施すること。
6. 住宅施策全般において、関係省庁と地方自治体の役割、責務を明確化し、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、市区町村における居住支援協議会の設置や住生活基本計画の策定を促進すること。
7. 重層的支援体制整備事業の予算を確保し、包括的支援体制の構築を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月22日

枚方市議会議員 野村 生代

〈提出先〉

法務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣